

芦屋市公共交通等事業者燃油価格高騰対策一時支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰の影響を大きく受けている公共交通等事業者（バス、タクシー）に対し、芦屋市公共交通等事業者燃油価格高騰対策一時支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、市民生活や経済活動を支える公共交通の継続を支援することを目的とする。

(支援金の交付対象等)

第2条 当該支援金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、令和4年12月1日（以下「基準日」という。）時点において事業を営んでおり、かつ、令和5年3月31日まで事業を継続する意思のある、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者のうち、本市の区域内を含む路線を定めて定期に運行する事業を行うもの
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者（福祉輸送事業に用途を限定する事業者を含む。）のうち、本市の区域内に本社及び営業所を有するもの

2 市が対象者に交付する支援金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に規定する対象者 本市の区域内における令和4年の実車走行距離1キロメートルあたり8.5円を乗じて得た額。ただし、千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。
- (2) 前項第2号に規定する対象者 対象者が、基準日時点において本市内に存する本社及び営業所に配置している車両（以下「対象車両」という。）1台につき3万円を乗じて得た額。ただし、未車検等休車扱いとしている車両は、対象車両に含めない。

(交付申請)

第3条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年2月28日までに、支援金交付申請書（様式第1-1号又は様式第1-2号）に、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に規定する対象者（様式第1—1号を提出する者）
 - ア 本市内における令和4年の実車走行距離が確認できる書類
 - イ 申請者が次条第1項の暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書（様式第2号）
 - ウ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 前条第1項第2号に規定する対象者（様式第1—2号を提出する者）
 - ア 事業許可を証する書類
 - イ 対象車両台数が確認できる書類
 - ウ 申請者が次条第1項の暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書（様式第2号）
 - エ その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第4条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る支援金を交付すべきものと認めた場合は、申請者が、芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、支援金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、交付すべきものと認めない場合は、支援金の不交付の決定をし、別に定める支援金不交付決定通知書により申請者に通知する。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該支援金の交付の目的を達成するため条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第5条 交付決定を受けた対象者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（支援金の請求）

第6条 市長は、第4条第1項の規定により支援金の交付決定を行ったのち、申請者から提出される支援金請求書（様式第4号）により支援金を交付する。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定を受けた対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (4) 廃業により、令和5年3月31日まで事業を継続することができないとき。
- (5) 処分等により、令和5年3月31日までに保有する車両が減少し、支援金の算定に使用した対象車両台数を下回ることとなったとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該対象者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(帳簿の備付け)

第9条 支援金の交付を受けた対象者は、当該支援金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(暴力団等の排除)

第10条 市長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 対象者又は申請者が暴力団等であるか否かについて兵庫県芦屋警察署長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の支援事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

2 支援金の交付を受けた対象者は、当該支援金の交付に関し暴力団等を利用することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 7 条から第 1 0 条までの規定は、なおその効力を有する。

様式第1—1号（第3条関係）

支援金交付申請書

第 号

年 月 日

芦屋市長 宛

住 所

名 称

代表者名

芦屋市公共交通等事業者燃油価格高騰対策一時支援金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 支援金交付申請額

金 _____ 円

(= ※走行距離 [_____] km × 8.5 円 (千円未満の端数は切り捨て))

※芦屋市内における令和4年の実車走行距離

2 添付書類

- (1) 本市内における令和4年の実車走行距離が確認できる書類
- (2) 申請者が暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第1—2号（第3条関係）

支援金交付申請書

第 号

年 月 日

芦屋市長 宛

住 所

名 称

代表者名

芦屋市公共交通等事業者燃油価格高騰対策一時支援金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 支援金交付申請額

金 _____ 円

(= ※車両数 [] 台 × 30,000 円)

※基準日における対象車両

2 添付書類

(1) 事業許可を証する書類

(2) 対象車両台数が確認できる書類

(3) 申請者が暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書（様式第2号）

(4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

誓約書

芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、誓約事項に関し、市が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- 2 市長が、上記1を確認するため、必要な事項を兵庫県芦屋警察署長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用することについて、異議を述べないこと。

年 月 日

芦屋市長 宛

住 所
名 称
代表者名

支援金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

芦屋市長

年 月 日付 第 号で交付申請のあった芦屋市公共交通等事業者燃油価格高騰対策一時支援金については、芦屋市公共交通等事業者燃油価格高騰対策一時支援金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付金決定額

金 _____ 円

2 交付条件

交付申請者は、支援金交付要綱に従わなければならない。また、次の各号のいずれかに該当すると認められ、この交付決定の全部又は一部を取り消され、支援金の返還を命じられた場合には、市に納付しなければならない。

- (1) 支援金交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 暴力団等であるとき。
- (4) 廃業により、令和5年3月31日まで事業を継続することができないとき。
- (5) 処分等により、令和5年3月31日までに保有する車両が減少し、支援金の算定に使用した対象車両台数を下回ることとなったとき。

3 その他

様式第4号（第6条関係）

支 援 金 請 求 書

金 円也

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付金の決定を受けた、芦屋市公共交通等事業者燃油価格高騰対策一時支援金について、芦屋市公共交通等事業者燃油価格高騰対策一時支援金交付要綱第6条の規定により請求します。

年 月 日

芦屋市長 宛

住 所

名 称

代表者名

(振込先)

金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義 人	

添付書類

支援金交付決定通知書の写し

備考 所定の欄に記入の上、該当する□にレ印を付けてください。

様式第5号（第7条関係）

支援金交付決定取消通知書

第 号

年 月 日

様

芦屋市長

年 月 日付 第 号で申請のあった芦屋市公共交通等事業者燃

油価格高騰対策一時支援金については、芦屋市公共交通等事業者燃油価格高騰対策一時
支援金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり決定したので、同条第2項の規
定により通知します。

記

1 支援金額 円を取り消す。

2 取消しの理由

3 備考